

保険発第一〇五号

昭和三十四年七月三日

厚生省保険局国民健康保険課長

都道府県民生部(局)長 殿

(山形県を除く)

国民健康保険直営診療施設勘定における一部負担金の財務取扱について

標記の件について別紙甲号の照会に対し別紙乙号のとおり回答したから、御了知ありたい。

別紙甲号

保第一四三号

昭和三十四年五月十五日

山形県民生部長

厚生省国民健康保険課長 殿

国民健康保険直営診療施設勘定における一部負担金の財務取扱について

標記について左記のとおり疑義があるので照会いたします。

記

直営診療施設勘定における一部負担金の財務取扱については、昭和二十六年六月十四日保発第四七号保険局長通知「国民健康保険税並びに会計中勘定創設に伴う財務の取扱について」の別紙(A)「第一」「二」(C)により自己の所属する被保険者に対する療養の給付費の一部負担金を一部負担金に、他市町村国民健康保険被保険者に係る分については、一般診療報酬にそれぞれ計上収入するよう指導してきたのであるが、新法による国民健康保険の療養取扱機関としての性格から自市町村、他市町村にかか

わらず一部負担金は同予算科目(歳入第二款一部負担金)として取扱うべきか。

(備考)

昭和三十四年四月号国民健康保険(月刊誌)の質疑欄に後者の回答が掲載されているので照会するものである。

別紙乙号

保文発四三〇〇号

昭和三十四年六月八日

厚生省保険局国民健康保険課長

山形県民生部長 殿

国民健康保険直営診療施設における一部負担金の財務取扱について

昭和三十四年五月十五日保第一四三号をもって照会された標記のことについては、お見込のとおりである。

三 大多数被保険者が窓口払によりがたい場合の特例

一部負担金の窓口払の原則に対して、徴収猶予等の直接徴収による特例があり、さらに、減免等の場合の全部または一部の例外もあるが、ここでは主として市町村の大多数の被保険者が窓口払によりがたい場合の特例について述べらる。

この特例は、第三十回国会の国会審議の過程において考えられ、最終的には第三十一回国会において政府案として提出されたものであるが、制度の趣旨は、市町村に限って、被保険者の大多数が窓口払によりがたい特別の事情がある場合に、都道府県知事の承認を受けて条例で一部負担金を直接徴収するものとするができることである。

注

法第四十三條第四項

4 市町村は、当該市町村に係る被保険者の大多数につき前条第一項並びに第二項の規定によりがたい特別の事情があることを認める場合において、都道府県知事の承認を受けたときは、条例で、当該市町村が開設者の同意を得て定める療養取扱機関について療養の給付を受ける被保険者から、当該療養取扱機関に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収するものとすることができる。

旧法のもとにおいて一部負担金の取扱いとして保険者徴収の方法によつていた保険者はかなりあり、保険者徴収を採用する理由も単に便宜的なもののみでなく、市町村の被保険者の経済的実態からしてまことにやむを得ないと考えられるものの中にはあつたと想像され、これについては何らかの特例が必要であると考えられ、法第四十三條第四項の規定を設けるに至つたのである。

この規定の適用ならびに運用に当たつては、一部負担金の窓口払の原則の確立ならびに特例の取扱いおよび本規定の性格上、ケースが極めて特殊かつ例外的と考えることが必要である。

被保険者の大多数とは、字句の示すとおり当該市町村の被保険者総数のおおむね三分の二の多数をいい、過半数ではないことを注意しなければならない。

窓口払によりがたい「特別の事情」とは、極念的な意味の窓口払によりがたい特別の事情ということではなく、当該市町村の慣習として行なわれるであろう窓口払にもよりがたい場合と解釈すべきである。すなわち、厳密な意味では窓口払は即時払のことであるが、一般にいずれの市町村においても受診に限らず種々な取引等の経済行為について

その市町村の経済慣習にもとづく決済方法の実態があるのであつて、この慣習法ともいふべきものは、法第四十二條第一項の窓口払の規定の適用については十分法律的根拠となるものである。

さらに、診療契約という特殊な法律行為を前提とする診療の実態からいつて、被保険者があらかじめ自己の受診に際して一部負担金の額を知つていないことはまずないのであるから概念的な意味での即時払という方法はこの場合当然にはあてはまらない。

したがつて、窓口払というのは、別に、特別の事情がなくても、通常市町村の実情、慣習等によつて幅の広い形で考えられているのであつて、本制度も、このような形で窓口払が行なわれがたい特別の事情がある場合と解されなくてはならない。

このような前提で、特別の事情とは、被保険者の生計がもつばら特殊の仕事養蚕等に依存しているため、現金収入を得る時期が季節的に限定され、かつ、日常生活上の債務の決済が一年の一定時期において行なわれる慣習が一般的に存在している場合などである。

もつともこのような事情でも、一定時期の収入といつても日常生活上、通常一年にならして支出を回るのであるから、収入時期が季節的であるという点だけでは理由が薄弱であつて、実態を考慮すべきである。

特別の事情があると認めるとは、保険者としての市町村が事情があると認めることに合理性があり、かつ、それが客観的に認定されるものでなければならず、単に大多数被保険者の希望、医療担当者の希望あるいは市町村の方針というようなことは問題でなく、あくまで大多数の被保険者の実態を調査した上でのことである。

都道府県知事の承認は、市町村の承認申請、この場合要式行為として市町村より提出される申請書に基づいて行な

うが、承認または不承認のいずれかがあり、これも文書をもつて指令し、この都道府県知事の自由裁量たる行政処分に対して市町村は争うことができない。

都道府県知事の承認は、市町村の申請の実態を審査のうえ行なうべきこととされ、それによらず、また法の要件を備えない実態について承認することは違法の処分と解される。

法第四十二条第一項の規定は当然昭和三十四年一月一日から施行され、すべての保険者は窓口払によることとなつたが、法律の公布時期がこの施行期日に切迫していたため、特別の事情がある市町村でも都道府県知事の承認を受けることが難しく、また、それ以外の市町村でも保険者徴収によつている場合には即時に窓口払に切り換えることも困難なので、これを救済するため、施行令附則第六項の規定で経過措置を定め、保険者徴収を行なつていた市町村は、昭和三十四年三月三十一日までの三箇月間は、さきの特別の事情がなくても、一部負担金を直接に徴収することができ、かつ、都道府県知事の承認も要しないとされた。

したがつて、現在では、この経過措置は適用されないから、一般的直接徴収制度は、特別の事情があつて都道府県知事の承認を受けたものに限られる。

これによらない保険者の直接徴収は、違法であり、被保険者および療養取扱機関の債権債務は発生し、かつ、保険者の被保険者に対する徴収権限および被保険者の納付義務は存在しないこととなる。

注

令附則第六項

(一部負担金の支払に関する特例)

6 この政令の施行の際現に従前の国民健康保険法(昭和四十三年法律第六十号、以下「旧法」という)第八条ノ九第一項の規定により、療養の給付を受ける者又は世帯主たる被保険者から直接に一部負担金を徴収することとしている市町村(施行法第三十五条の普通国民健康保険組合及び同法第四十三条の社団法人を含む。次項において同じ)は、昭和三十四年三月三十一日までの間は、法第四十三条第四項に規定する特別の事情がない場合においても、同項の規定により一部負担金を直接に徴収するものとすることができ、かつ、直接に徴収するものとするにつき同項の規定による都道府県知事の承認を受けることを要しない。

第五款 一部負担金の取扱上の諸責任

新法においては一部負担金の窓口払の原則が確立され、その後の改正によつて被保険者はかならず療養の給付に要する費用の十分の三を療養取扱機関に支払わなければならないこととなり、一部負担金の支払の責任者は被保険者であり、取扱上の第一次的責任は被保険者にあることが明らかにされた。

しかしながらここで考慮しなければならないことは、国民健康保険の被保険者世帯の一部負担金の負担能力である。昭和三十二年の健康保険法の一部改正法案の国会審議においても、一部負担金の窓口払制度の創設に関し被保険者の一部負担金の負担能力という点が問題になつているが、国民健康保険の被保険者世帯の所得水準からみて健康保険に比べてこの負担能力という点が特に問題になる。

そこで一部負担金の未払ということも考えられ、その場合に法律上どうなるかという問題が起るが、これには一部負担金の全部または一部の支払ができない場合と何らかの事情による不払という場合が考えられる。

こういう事態が発生することは療養取扱機関が被保険者から直接受け取るべき金額を受け取ることができないという事になつて療養取扱機関に損害を及ぼすことになるので、これでは療養担当者の協力を得て国民健康保険を実施し国民皆保険体制を確立することはできない。

さればといつて国民健康保険制度上は、保険者が療養取扱機関に支払うべき診療報酬は、療養の給付に要する費用の十分の七であり、そしてこれは保険料と国庫負担金、調整交付金、補助金等で賄うこととされ、かつ、この診療報酬以外に保険者が療養取扱機関に支払うべき金額というものはほかに見出すことができない。

したがつて保険者は、保険料から、つまり診療報酬として一般的に支払うことのできる額は療養の給付に要する費用の十分の七であつて、それ以上の額を支払うことはできない。換言すれば被保険者には保険料というかたちで負担能力がないので、被保険者は療養の給付を受けるときは、国民健康保険制度上被保険者の負担責任として、一部負担金を療養取扱機関に支払われらるることとなる。

これは通常の状態であるが、被保険者が特別の理由により一部負担金を窓口払のかたちで負担することができない場合は、保険料と国庫負担金（税金）、すなわち全被保険者と国民の負担によつて、被保険者の申請に基づく保険者の減免または徴収猶予の制度によつて措置される。

このように特別の事情がある場合における一部負担金の支払不能による療養取扱機関に及ぼす経済的損失を防止するために、国民健康保険制度は保険者の経済的出損者としての被保険者にその責任を負わせたのである。

これによつて一部負担金の取扱上の第二次責任は被保険者に次いで保険者にあり、また、保険者の減免等による第一次責任が明らかにされた。

そこでこの減免または徴収猶予の措置を受けなかつた被保険者、つまり法律で定める減免または徴収猶予の措置を受けるべき特別の理由のない者、さらに言い換えれば一部負担金を窓口で支払うことができる被保険者が、一部負担金を窓口で支払わない場合は、支払不能によるものではなく、不払または緊急やむを得ない事由による場合であつて、明らかに被保険者の作為、怠慢その他被保険者の人格的事由として通常その被保険者の責に帰すべき事由であると考へられるから、他の全被保険者の拠出金である保険料を基にして診療報酬外の金銭給付の責に任ずることは保険者にならないのである。

しかしながら、単に一被保険者の人格的非難事項として処理するには、国民健康保険制度のような社会的制度としては不備といわなくてはならず、そのため当面の当事者である療養取扱機関にも公法上の責任ないし義務を遂行してもらうこととし、一方保険者としても最大限可能なことをしてもらうことが必要であると考えられる。

これを制度化したものが法第四十二条第二項の規定による療養取扱機関の善良なる管理者と同一の注意をもつてする一部負担金の受領責任であり、そして療養取扱機関の請求に基づいて保険者が行なう処分である。前者は一部負担金の取扱ひに関して第三次的責任者は療養取扱機関であり、保険者は保険者自身として第二次責任を有するものである。

注

保険発第二四号

昭和三十五年二月二十四日

厚生省保険局国民健康保険課長

都道府県民生(局)部長 殿

一部負担金の取扱について

国民健康保険法の一部負担金の取扱については、昭和三十四年三月三十日保発第二一号をもつて通知されたところであるが、この取扱については、なお左記事項を十分御留意のうえ、その適正な実施を期するよう御配慮を煩わしたい。

記

一 一部負担金については、保険者及び療養取扱機関それぞれの次の努力によつてはじめてその制度が円滑に実施されるものであること。

(一) 保険者は、被保険者が一部負担金の支払義務を履行しなければならない旨を徹底させること、例えば、療養取扱機関が被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめている場合において、療養取扱機関からその旨の通知を受けたときは、被保険者がすみやかに一部負担金を当該療養取扱機関に支払うよう配慮すること。

(二) 保険者は、一部負担金の支払困難な者に対する徴収猶予及び減免の制度の適正な運用を行なうとともに、被保険者に対してその趣旨を普及させること。

(三) 療養取扱機関は、一部負担金の収納義務の履行に努力すること。

二 療養取扱機関について療養の給付を受ける者で、前記通知第一の減免事由又は徴収猶予事由に該当し、療養取扱機関に一部負担金を支払うことが困難であると認められたものに対しては、保険者がその一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を講じ、当該減免又は徴収猶予に係る一部負担金の額は、保険者が療養取扱機関に支払うこととし、療養取扱機関に対する支払の円滑を図るものであること。

三 二によつて一部負担金の減免又は徴収猶予を受けた者以外の者は、当然療養取扱機関に一部負担金を支払うことができる者であり、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめなかつた場合を除き、被保険者が

その一部負担金の全部または一部を支払わないときは、保険者がその療養取扱機関の請求により保険料等徴収金の例によつて、その一部負担金を徴収して療養取扱機関に交付し、一部負担金の徴収の確保を図るものであること。

なお、この場合における当該療養取扱機関ないし国民健康保険医の診療応需義務については、昭和三十二年五月十五日保発第四二号「健康保険法の一部を改正する法律の施行について」第三(一)一部負担金に関する事項によること。

第六款 一部負担金の受領(善管注意)

一 療養取扱機関の責任

法第四十二條第二項の規定により、療養取扱機関は一部負担金の支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部または一部を支払わないときは、保険者は、当該療養取扱機関の請求に基づき、国民健康保険法の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

本項は、窓口払いが行なわれるべき場合の一部負担金についての療養取扱機関の受領責任を明確にした規定である。窓口払いが行なわれるべき場合には、被保険者は法律上一部負担金を療養取扱機関に対して支払うべき義務を負い、また、保険者が療養取扱機関に対して支払う診療報酬の額からはその一部負担金相当額が法律上除外されるので、療養取扱機関としては当然自己の責任において一部負担金の支払を受けることになるが、それとともに一部負担金の国民健康保険事業の運営上重要な意義を有することにかんがみ受領責任があるものとして提出されたものである。

そして本項は、第一項および第四十四条が一部負担金の支払の適正を図るのに対して、徴収の確保を図る規定であり、療養取扱機関と保険者が共同して徴収に努力する方針のもとに制度化されたものである。そしてその最後のな方は保険者が療養取扱機関の請求により保険料その他の徴収金の例によつてその未払一部負担金を処分したうえ、これを療養取扱機関に交付することとし、療養取扱機関に強制徴収権限がないためにおこる損失を強制徴収権限を有する保険者が代つて徴収しようという趣旨である。

療養取扱機関の受領責任の対象となる一部負担金は、法第四十二条第一項の一部負担金または負担割合の引き下げ後もしくは減額後の一部負担金であつてその額が特定されるので特定された一部負担金という意味である。

療養取扱機関は、公法上特定された一部負担金の額を、法律上減額することはできない。減額は、すべて保険者が行なうものであり、かりに療養取扱機関が行なつても減額分は保険者に対して診療報酬として請求することはできない。従来の善管注意義務の履行の前後を問わず、未払分は保険者負担分として請求することができない。

ただ、療養取扱機関と被保険者との間の私法上の債権債務関係として、債権の全部または一部の放棄、変更等の意思表示は当然許されるが、この場合、国民健康保険法上の保障はもろろん与えられない。もつとも市町村の直営診療施設である療養取扱機関の場合は、地方自治法上債権管理の制約がある。

この受領責任の内容は善良なる管理者と同一の注意をもつて行なうことであり、その効果として保険者の処分が実現される。

二 善良な管理者と同一の注意

善良な管理者と同一の注意とは、もとより民法その他の実定法制上の善良なる管理者の注意という場合の法律関係とは異り、昭和三十四年三月三十日保発第二十一号は次のように示している。

「療養取扱機関が法第四十二条第二項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該療養取扱機関の開設者は、善良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならないこと。

この場合における善良な管理者と同一の注意とは、療養取扱機関の開設者という地位にある者に対し、一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務がつくされたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行なわれるものではなく、客観的事情に基づき、具体的ケースに即して行なわれるものであるが、次の各号に掲げるような場合は、当該注意義務をつくしたものは認められないものであること。

- 1 療養の給付が行なわれた際に、一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。
- 2 各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。
- 3 再診の場合に、催促しないこと。

この事例では積極的事例に欠けるが、本来具体的ケースについて判断すべき事項について具体的事例を観念的に遺憾なく設定することには困難がともなう。

療養取扱機関の注意義務の举证責任は療養取扱機関により、そしてその認定権限は保険者にある。

この注意義務の程度は、相当の注意に次ぎ自己のためにする注意に優るので、自己の能力に応じた主観的事情に基づき注意義務より高い内容が要求される。

義務者の社会的地位において普通人としての注意義務が要求され、療養取扱機関は、その開設者が自然人または法人であつても国民健康保険事業という公共事業の業務を取り扱う機関としての人格者である以上、国民健康保険事業の運営における一部負担金の意義および性格を認識し、また、一部負担金の支払義務者のおかれている立場および条件を把握することができるものと考えられているのである。

さらに義務者の主観的事情が考慮されないことからして、療養取扱機関の督促、受領等の努力に当たり医療機関の慣習、人員不足、休業というような内部的特殊事情は理由とならないので、このような事情にある場合の受領努力の欠除、受領の遅滞その他の作為または不作為は注意義務をつくしたものと認められない。市町村の景気回復にとともなう被保険者の支払能力の醸成という客観的事情に対しては督促を重ねる等の弾力性が必要である。

この努力は具体的事情に即して行なうので、療養取扱機関の一律一遍のやり方あるいは療養取扱機関の集団による一括履行というものは考えられない。以上要するに普通の注意義務の履行によつて十分と考えられる。

注意期間は、前記通知で最短二箇月間とし、抽象的な注意義務の内容と期間の面で具体的なものとしているが、診療報酬の支払が最短二箇月間かかることのふり合いを考えると、この後にくる保険者の処分がその最初の段階で順調に行なわれ、被保険者から保険者に対して納付が行なわれるならば、この期間は大体において妥当な期間と考えられる。

第七款 保険者の徴収処分

一 保険者の処分責任

療養取扱機関が、善管注意を果したと客観的に認められる場合は、保険者に対して処分の請求を行なうことができるわけである。

療養取扱機関が、国民健康保険法上の地位としては、単に病院、診療所または薬局として、都道府県知事に国民健康保険の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理されたものであつて、債権に対する強制処分権を持つているわけではない。そこで、療養取扱機関が善管注意を果しても、なお被保険者が一部負担金を支払わないときは、保険者が療養取扱機関の請求にもとづいて、代つて一部負担金を徴収しようとする趣旨である。

これによつて、保険者は、保険者の減免および徴収猶予の措置による一部負担金の支払額の適正化と相まつて、一部負担金の徴収を確保することによつて一部負担金の支払の円滑をはかろうとするものである。

もちろん、これは地方公共団体などとしての保険者の強制処分権によるものであつて、この強制処分権を發動させるためには、療養取扱機関の善管注意義務の履行があつてからのことである。逆に、療養取扱機関の側に対していうならば、保険者の強制処分権の発動を要請するためには、自らの義務として法に定められた要件である善管注意義務を履行しなければならないのである。

二 善管注意中の療養取扱機関に対する保険者の協力

一部負担金の窓口払に関して、保険者の強制処分権というような公権力の発動が、一部負担金の窓口払制度の目的ではない。

保険者、被保険者、療養取扱機関の普遍の努力によつて、支払を円滑ならしめることこそが立法の本来の目的的なのである。

保険者の強制処分権の発動は、一部負担金制度について、もともと望ましい手段ではない。法第四十二条第二項の規定は、一部負担金の支払能力のあるものについての制度なのであつて、療養取扱機関の努力によつて支払可能なものと考えられる。

したがつて、本項の規定は、国民健康保険の実態を如実に示すものであるといふことができる。

療養取扱機関の善管注意期間は、形式的・実質的に二箇月間とされた。これ以前における、また、手続によらない保険者の法第四十二条第二項の規定による処分は、違法である。

この段階において保険者から療養取扱機関に交付される金は、右の処分による金に限られるわけである。それ以外の支出は、地方公共団体の会計法令上正当な債務として支払われることができない。これは、一部負担金の徴収猶予の場合とは異り、保険者が処分による徴収金を療養取扱機関に交付するものであつて、いわゆる立替払をするものではないからである。

保険者は、被保険者に対して、一部負担金の支払義務を果すことについての趣旨徹底を図るべきであり、趣旨徹底

の方法としては教育、指導、広報その他、市町村が市町村としてとることができる手段をとることが妥当である。

この趣旨普及の手段として保険者の協力によつて、療養取扱機関の一部負担金の受領を図るという方法があり、療養取扱機関が善管注意義務履行中、少なくとも一箇月経過後に、療養取扱機関の連絡によつて、保険者が被保険者に対して一部負担金を療養取扱機関に支払うよう連絡あるいは、その旨の周知を行なうことである。このようにすることによつて、被保険者は療養取扱機関に対する支払を実行することとなることも考えられるからである。

三 処 分

法第四十二条第二項の規定による処分の請求は、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部または一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね二箇月を経過した後、行なうものとする。

また、保険者は、療養取扱機関からの請求を受けたときは、各療養取扱機関の請求を審査し、すみやかに国保法の規定による徴収金の例により当該請求に係る処分を行なつたうえ、療養取扱機関に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする（昭和三四・三・三〇保発二二号）。

なお、請求を受けたときの保険者の審査についての基本方針は、善管注意義務履行の如何にあることは、すでに述べたところにより明からである。

四 督促

保険者は請求を受け、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の支払を受けることにとめたと認められるとき、世帯主に対して督促をすることになる。

督促状の指定期限は、督促状を送送する日から起算して十日以上経過した日であるが、世帯主の納付能力に応じて適正な期限とすることはもちろんである。

この保険者処分に移つた場合の一部負担金の徴収の段階において、督促だけで被保険者が一部負担金を保険者に納付するようになることが期待される。つまり、市町村の督促状を受けるところによつて、被保険者が一部負担金の支払の意義を知り、支払うということもあり得ると思われるからである。

したがつて正式の文書として督促状を出す前に、そういう事実上の催告行為を行なうことによつて、目的を達成することもあり得るわけであり、こういう臨機の措置も必要に応じて考えられる。

五 処分の猶予

一部負担金は、あくまで円滑な支払を行なわせることが大切であるとともに、全額徴収を確保するということも重要であるから、督促期限を過ぎた場合にただちに滞納整理に入るとすることも考えられるが、事情によつては国税徴収法の例による地方自治法の定めるところによつて、処分猶予を行なうことによつて、一部負担金の全額について徴収を確保することができるのである。

ただちに滞納処分を執行すれば、世帯の生活の維持を著しく阻害するおそれがあり、かつ、執行を一定期間猶予することによつて、ただちに執行する場合にくらべて、徴収上有利と認められる事情がある場合においては、その一定期間滞納処分の執行を猶予し、一部負担金の徴収確保を図ることができる。もつとも、この取扱いは、国税徴収法の分野の問題であつて、市町村の他の徴収金と同じように行なわれることである。

徴収上有利と認められる場合としては、世帯主の財産について現在滞納分をしようとするれば、その財産の処分予定価額が徴収しようとする一部負担金に不足することが明らかと認められる場合がある。

滞納処分を執行しようとするれば、その財産からして適正な価額にする買受人を得る見込みのない場合、または、従来一部負担金が円滑に支払われていた場合もある。また徴収猶予や、事実上の猶予の場合などにおいて確実に履行していた場合、または過去において支払の事実がなくても現在において誠実な納付の意志を有していると認められる場合もある。

これらの処分猶予は、かならずしも世帯主の申請に基づかないで、取扱いをもつて猶予することもできるのである。

六 分割 払

一部負担金の支払義務は、即時払であるが、保険者が徴収猶予した場合の徴収または保険者処分の場合の国税徴収法の例による場合の徴収猶予については、分割徴収ができる。この場合の徴収方法としては、均等分割の徴収法によることとし、事情によつては、世帯主の納付能力に応じた分割徴収の方法によることもできる。

徴収金の徴収猶予の取消については、一部負担金の徴収猶予の取消の場合に準じてよい。基本的に国税徴収法によ

るが、場合によつては納付資力の増加等の事由が生じた場合は、取消に代えて猶予期間の短縮をすることもできるのである。以上の処分猶予は、事実上行なつてもさしつかえない。

第八款 一部負担金の減免および徴収猶予

一 意 義

保険者は一部負担金の支払困難な者に対しては、一部負担金を減額し、その支払を免除し、または療養取扱機関に對する支払にかえて一部負担金を直接に徴収することとしてその徴収を猶予することができることとされている（法四四條一項）。これは同條第二項で第四十三條第四項の規定により一部負担金を保険者が直接徴収している場合も同様であり、さらに、看護または移送の給付に關する一部負担金を納付する場合も同様である（法五二條三項）。

これはさきに述べたように一部負担金についての保険者の第一次的責任である。法令等に基づいて所定の要件を充たせば保険者は減免を行なうことが考えられるが、法律上は保険者の自由裁量に屬する性質のものであつてこの処分に対しては、審査請求および訴訟ができない。

二 減免および徴収猶予の決定

一部負担金の減免または徴収猶予の措置を講ずる場合の市町村議會および條例との關係であるが、本措置は、市町村長の権限に屬するものと考えられ、條例事項になじまない。

また、この権限は、地方自治法上も議會の権限に屬さないので、市町村長独りで減免または徴収猶予の措置をとることができ、議會の議決を要しないものであり、かつ、市町村の條例で議會の議決事項とすることも制度の趣旨上できなものと解される。

三 一部負担金の減免

一部負担金の減額とは、被保険者が支払い、または給付すべき一部負担金の額の一部を減ずることであり、免除とは、一部負担金の全額についてその支払または納付の義務を免かれさせることである。

特別の理由がある被保険者で一部負担金の支払困難とは、減免の場合は、一部負担金の支払または納付の義務を負う世帯主または組合員が次のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めるときに限られている。

(一) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、不具者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。

(二) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

(三) 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(四) 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。 （昭和三四・三・三〇保発二二号）

この生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮される。一部負担金の減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険者に対して、申請書を提出しなければならない。